ウルグアイラウンド協定法

第１条　定義

⒜ 略称

この法律は、「ウルグアイラウンド協定法」と引用することができる。

⒝ 目次

 [省略]

第２条　定義

この法律の適用において、

⑴ ガット1947、ガット1994

(A) 1947年のガット

「1947年のガット」とは、国際連合貿易雇用開発会議準備委員会第２会期の終了時に採択された最終議定書に附属する1947年10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定（ＷＴＯ協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書により訂正され、改正され、又は修正されたもの）をいう。

(B) 1994年のガット

「1994年のガット」とは、ＷＴＯ協定に附属する関税及び貿易に関する一般協定をいう。

⑵ ＨＴＳ

「ＨＴＳ」とは、合衆国関税率表をいう。

⑶　国際貿易委員会

「国際貿易委員会」とは合衆国国際貿易委員会をいう。

⑷　多角的通商協定

「多角的通商協定」とは、この法律の第101条⒟に規定する協定をいう（同条⒄及び⒅に規定する協定を除く。）。

⑸　第20表

「第20表」とは、1994年のガットのマラケシュ議定書に附属する第20表－合衆国をいう。

⑹　通商代表

「通商代表」とは合衆国通商代表をいう。

⑺　ウルグアイラウンド協定

「ウルグアイラウンド協定」とは、第101条⒜⑴の規定により議会が承認した協定をいう。

⑻　世界貿易機関及びＷＴＯ

「世界貿易機関」及び「ＷＴＯ」とは、ＷＴＯ協定に基づき設立された機関をいう。

⑼　ＷＴＯ協定

「ＷＴＯ協定」とは、1994年４月15日に作成された世界貿易機関を設立する協定をいう。

⑽ ＷＴＯメンバー及びＷＴＯメンバー国

「ＷＴＯメンバー」及び「ＷＴＯメンバー国」とは、合衆国がＷＴＯ協定を適用する国又は（ＷＴＯ協定第12条に規定する）分離した関税地域をいう。

　　第1 編 ウルグアイラウンド協定の承認及び一般規定

　　　　　　　　　サブタイトルＡ 協定の承認及び関連規定

第101条　ウルグアイラウンド協定の承認及び発効

⒜ 協定及び行政措置の声明書の承認

1988年包括貿易競争力法第1103条(19 U.S.C. 2903)及び1974年通商法第151条(19 U.S.C. 2191)に基づき、議会は次のものを承認する。

⑴ 関税及び貿易に関する一般協定の主催のもとでのウルグアイラウンドの多角的貿易交渉の結果であり、1994年4月15日に作成され、1994年9月27日に議会へ提出された⒟に掲げる協定

⑵ 1994年9月27日に議会へ提出された協定を実施するために提案された行政措置の声明書

⒝ 発効

大統領が、これらの協定における合衆国の利益にてらして、効果的な運用を確保するに足りる十分な数の外国がＷＴＯ協定第14条に基づきウルグアイラウンド協定の義務を受諾したと決定したとき、大統領はウルグアイラウンド協定及びＷＴＯ協定第8条の実施を受諾することができる。

⒞　支出の承認

ＷＴＯの支出の合衆国の分担金を支払うために必要な年次額の支出を承認する。

⒟　この法律が適用される通商協定

⒜の規定は、ＷＴＯ協定及び同協定に附属する次の協定に適用する。

⑴　1994年の関税及び貿易に関する一般協定

⑵ 農業に関する協定

⑶　衛生植物検疫措置の適用に関する協定

⑷ 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

⑸　貿易の技術的障害に関する協定

⑹　貿易に関連する投資措置に関する協定

⑺　1994年の関税及び貿易に関する一般協定第６条の実施に関する協定

⑻　1994年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定

⑼　船積み前検査に関する協定

⑽　原産地規則に関する協定

⑾　輸入許可手続に関する協定

⑿　補助金及び相殺措置に関する協定

⒀　セーフガードに関する協定

⒁　サービスの貿易に関する一般協定

⒂　知的所有権の貿易関連措置に関する協定

⒃　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

⒄　政府調達に関する協定

⒅　国際牛肉取極

第102条　合衆国法及び州法に対する協定の関係

⒜ 合衆国法に対する協定の関係

⑴ 抵触する場合に優先する合衆国法

合衆国法に抵触するウルグアイラウンド協定のいかなる規定又はいかなる者若しくは状況に対する適用も、効力を有しない。

⑵ 解釈

この法律のいかなる規定も、この法律が特に規定する場合を除き、次のように解釈してはならない。

(A) 次に掲げるものに関する法律を含む合衆国の法律を改正又は変更する。

(i) 人、動物又は植物の声明又は健康の保護

(ii) 環境の保護

(iii) 労働安全

(B) 1974年通商法第301条を含む合衆国法に基づき授権された権限を制限する。

⒝ 州法に対する協定の関係

⑴ 連邦と州との協議

(A)　総則

この法律の制定のとき、大統領は、1984年通商関税法第306条⒞⑵(A)(19 U.S.C. 2114⒞⑵(A)) に基づき設立された政府間政策助言委員会を通じて、州の法律及び政策がウルグアイラウンド協定に適合することを確保するために州と協議しなければならない。

(B)　連邦と州との協議手続

通商代表は、通商代表部内における州に直接影響し、又は潜在的に直接影響するウルグアイラウンド協定に関する論点についての連邦と州との協議手続を制定しなければならない。連邦と州との協議手続には次の手続を含まなければならない。

(i) 州は継続的に。州に直接影響し、又は潜在的に直接影響するウルグアイラウンド協定に基づく事項の情報を受ける。

(ii) 州は、継続的に(i)に規定する事項について通商代表に情報及び助言を提出する機会を与えられる。

(iii)　通商代表は(ii)に基づき州から受理した情報及び助言をｉに規定する事項についての合衆国の立場を立案する際に考慮しなければならない。

連邦諮問委員会法(5 U.S.C. App.) は、このパラグフラフによる連邦と州との協議手続には適用しない。

(C）　ＷＴＯ紛争解決手続における連邦と州の協力

(i) ＷＴＯの加盟国が合衆国に対し、州の法律がウルグアイラウンド協定において合衆国が承認した義務に抵触するかしないかに関して第101条⒟⒃に規定する紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下このサブセクションにおいて「紛争解決了解」という。）第4条に基づく協議を要請した場合、通商代表は、州知事又は州知事の指名した者及び協議の対象となる法律の管轄区における首席法務官に対し、当該要請を受理後、なるべき早く、遅くとも７日以内に通知しなければならない。

(ii) 協議の要請を受理後30日以内に、通商代表は関係の州の代表と当該事案に関して協議しなければならない。多数の州の法律が協議を必要とする場合、通商代表は、関係する州が定めた適当な州のグループと協議することができる。

(iii)　通商代表は、関係する州が、当該事案に関する協議及び紛争解決手続の各段階において、合衆国の立場を立案に関与することを確保するすべての努力をはらわなければならない。とりわけ、通商代表は、

（I）ＷＴＯ加盟国が紛争解決小委員会の設置を要請し、又は当該事案に関する紛争解決小委員会の報告に関する当該ＷＴＯ加盟国の上訴の決定の通知があった日から７日以内に州に通知しなければならない。

(II)　関係の州に対し、当該事案に関する協議又は小委員会若しくは上級委員会の手続における合衆国の書面又は口頭による主張のための事実に関する情報及び論点の作成について、通商代表に助言及び援助をする機会を与える。

(iv)　紛争解決小委員会又は上級委員会が、州法がウルグアイラウンド協定に適合しないと認定した場合、通商代表は、相互に合意できる小委員会又は上級委員会の報告に対する対応を得るために関係する州と協議し、当該対応に関する合衆国の立場の作成に関して関係する州が関与することを確保するためにあらゆる努力をはらわなければならない。

(D)　外国の非中央政府の法律についての協議に関係する州への通報

(i) (ii)に定める他、通商代表は、他のＷＴＯ加盟国の非中央政府の法律に関して、紛争解決了解第４条に基づく協議の要請の少なくとも30日前に。当該事案に関係する各州の適当な代表者に通報し、見解を求めなければならない。

(ii) 緊急の場合は、ｉは適用しない、この場合、通商代表は、(i)に規定する協議を要請後、3日以内に各州の適当な代表者に通報しなければならない。

⑵　法的挑戦

（A）　総則

いかなる州法又はその適用は、当該法又は適用が無効であることを宣言するための訴訟が合衆国によって行われた場合を除き、いかなる者又は状況に対しても、当該条項又は適用がウルグアイラウンド協定に抵触するために無効と宣言されることはない。

(B)　訴訟を規律する手続

合衆国によって州又は地方自治体に対して行われる（A）に規定する訴訟において、

(i)　州法又は州の地方自治体の条例に関する紛争解決了解に基づき開催された紛争解決小委員会又は上級委員会の報告は拘束力があり、又はその他服従すべきものと解釈してはならない。

(ii) 合衆国は、当該訴訟の対象となる法又は法の適用が、問題となっている協定に抵触することを証明する義務を負う。

(iii)　当該訴訟により損なわれ、又は妨げられる州の利害関係者は、相手方と同様に訴訟になかで和解についての無条件の権利を有し、州の法に関する主張又は相互の主張を含む申立てを変更する権限を与えなければならない。

(iv)　抵触すると宣言された州法は、法廷の判決が最終的となり、裁量上訴を含むすべての時機を得た上訴が尽くされるまで間、その適用が無効とされることはない。

(C)　議会の委員会への報告

合衆国が（A）に基づく訴訟を提起する前30日以上前に、通商代表は下院歳入委員会及び上院財政委員会へ次のことの報告を提出しなければならない。

(i)　求める訴訟の記述

(ii) 通商代表による他の方法による関係する州の事案の解決のための努力の記述

(iii)　州法が紛争解決了解に基づく協議の対象となった場合、通商代表が、当該事案の関連において、⑴(C)に規定する要請を十分に遵守したことの証明

報告の提出後、訴訟の提起前に、当該事項に関連する前段に規定する委員会と協議しなければならない。

⑶　州法の定義

このサブセクションの適用において、

(A)　州法には次のものを含む。

(i)　州の地方自治体の法

(ii) 保険営業を規律し、又は課税する州法

(B)　「紛争解決小委員会」及び「上級委員会」とは第121条に定義するものをいう。

⒞ 私的救済に関する協定の効果

⑴ 制限

合衆国以外の者は、

(A)　ウルグアイラウンド協定又は当該協定の議会による受諾の効力を訴因とし、又は抗弁としてはならない。

(B) いかなる法の規定に基づき提起された訴訟においても、合衆国のいかなる省、機関若しくはその他の補助機関、州又は州の地方自治体の作為又は不作為に協定に適合しないことを根拠に異議を申し立ててはならない。

⑵ 議会の意向

合衆国以外の者による州若しくは州の地方自治体に対する訴訟の提起又はウルグアイラウンド協定に基づき、若しくは関連する州法の適用に対する抗弁の排除を含め、⑴の規定が、次のことの基礎となるウルグアイラウンド協定に基づき、又は関連して訴因又は抗弁に関する分野を支配することが議会の意向である。

(A)　当該協定に基づき提起された訴訟において合衆国によって達成された判決

(B) その他のこと

⒟ 行政措置の表明

第101条⒜に基づき議会が承認した行政措置の表明は、ウルグアイラウンド協定の解釈及び適用並びに全ての法廷手続において当該解釈及び適用に関して提起された問題に関して合衆国による公的な意見とされなければならない。

第103条　発効前の事前の実施措置；規則

⒜　実施措置

この法律の制定の日後、ウルグアイラウンド協定が、合衆国について効力を発する日に施行されるこの法律又はこの法律による改正が当該日に適切に施行することを確保するために必要となる、

⑴　行為を大統領は布告できる。

⑵　規則を合衆国政府の適当な職員は発することができる。

当該布告又は規則は、当該布告又は規則が関係する協定が、合衆国について効力を発する日前に施行されてはならない。

⒝ 規則

第101条⒟⑺、⑿又は⒀に規定する協定を施行する、第101条⒜に基づき承認された行政措置の声明の中で提案された措置を実行するための必要又は適切な暫定規則は、当該協定が合衆国について効力を発する日の後１年以内に公布されなければならない。

　　　　　　　　　　　サブタイトルＢ 関税率の変更

第111条　関税率の変更

⒜　総則

1988年包括貿易競争力法第1102条(19 U.S.C. 2902)に規定する授権に加えて、大統領は、第20表を実施するために必要又は適当であると決定する次のことを布告することを授権される。

⑴ 他の関税の変更

⑵ 他の引き下げの段階の設定。

⑶ 関税の引上げ

⒝ その他の関税率の変更

第115条に規定する協議及びレイオーバーの必要性に従い、大統領は次のことを布告することができる。

⑴ 次の場合、第20表に規定する関税の変更又は段階引き下げ。

(A) 合衆国がＷＴＯの主催のもとでの多角的交渉において当該変更又は段階引き下げに合意すること。

(B) 当該関税の変更又は段階引き下げが、ウルグアイラウンドの多角的貿易交渉において相互関税撤廃又は相互関税調和の対象である関税区分に属する物品の関税に適用されるものであること。

⑵ 当該変更が第20表の技術的誤りの訂正又はその他の修正をするためにするために必要である変更

⒞　ある国の産品に関する関税引上げ権限

⑴ 総則

(A) ある国に関する決定

1962年通商拡大法第261条(19 U.S.C. 1881)の規定にかかわらず、大統領は、ＷＴＯ協定が合衆国についての効力が発生した後、次のことを行う場合、に従って、当該国のいかなる産品についても関税の引上げを布告することができる。

(i)　ある外国（ＷＴＯ加盟国を除く。）が、合衆国商業に帯する実質的な競争機会を含む合衆国に適切な貿易利益を与えていないと決定する。

(ii)　下院歳入委員会及び上院財政委員会と協議する。

(B) 大統領は(A)に基づき特定した国のいかなる産品についても次のいずれか大きい額の関税率を布告することができる。

(i)　当該産品の第20表の基準税率の欄に掲げる関税率

(ii)　当該産品の第20表の譲許税率の欄に掲げる関税率

⑵ 関税引上げの終了

大統領は、このサブセクションに基づいて布告した関税引上げを次のいずれかが早いものが効力を発する日に布告により終了させなければならない。

(i) 当該終了の布告に規定する日

(ii)　⑴に基づく決定に関する国についてＷＴＯ協定が効力を発した日

⑶　決定及び終了の公告

大統領は、連邦官報に、⑴に基づく決定及び⑵に基づく終了の原因となった理由を公告しなければならない。

⒟　あるコラム２の税率の調整

第20表の規定を施行するために、合衆国関税率表の改正を布告すると同時に、大統領は、また、コラムＡに掲げる第20表の号と一致する合衆国関税率表の号についてコラム２の関税率をコラムＢに定める率で布告しなければならない。

コラムＡ　　　　　　　　　　　　　コラムＢ

第20表の号　　　　　　　　　　合衆国関税率表コラム２の関税率

（訳注：関税引上げ内容は省略）

⒠　関税率表の簡素化のための号の統合及びコラム２の関税率の変更権限

⑴ 二以上の８桁の号のコラム１の一般税率が同一の水準であり、かつ、当該号が、商品の名称及び分類についての統一システムに関する条約に規定する号の下位区分であるとき、大統領は、第115条に規定する協議及びレイオーバーの要件に従い、かつ、次に該当する場合、当該号に規定する物品を１の合衆国関税率表の８桁の号として規定することができる。

(A) 当該１の合衆国関税率表の号のコラム１の一般税率が当該すべての号のコラム１の一般税率に共通であること

(B) 当該１の合衆国関税率表の号のコラム２の税率が当該布告が効力を発した日前の当該号のコラム２の税率より高いこと

⑵ 関税の同一の水準

このサブセクションの規定は、⑴に規定する号であって、次の同一のコラム１の一般税率を有するものに適用する。

(A) この法律の制定の日現在

(B) 当該日後は、当該コラム１の段階引き下げの結果のもの

第115条　布告についての協議及びレイオ－バ－の要件及びその発効の日

この法律の規定が大統領により布告によって行われる行為の実施をこの条の協議及びレイオ－バ－の要件にかからしめている場合、当該行為は次の場合にのみ布告することができる。

⑴ 大統領が提案された行為に関して次からの助言を受けていること

(A) 適当な1974年通商法第136条(19 U.S.C. 2155)に基づき設立された助言委員会、及び

(B) 国際貿易委員会

⑵ 大統領が次のことの報告を下院歳入委員会及び上院財政委員会へ送付する。

(A) 布告することを提案している行為及び当該行動の理由

(B) ⑴に基づき受領した助言

⑶ 大統領が当該行為に関して⑴及び⑵の要件を満たした日から60日が経過すること

⑷　⑶に規定する期間中、提案された行為に関して大統領が当該委員会と協議していたこと